

浜松市規則第 5 1 号

浜松市区長に対する事務の委任に関する規則及び浜松市斎場条例施行規則の
一部を改正する規則

(浜松市区長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜松市区長に対する事務の委任に関する規則（平成 1 9 年浜松市規則第 3 5 号）
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任事務) 第 2 条 次に掲げる事務を区長に委任する。た だし、第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 1 0 号に掲げる事務にあつては、当該区長が 所管する区域に係るものに限る。 (1)～(11) (略) (12) 浜松市斎場条例(昭和 4 7 年浜松市条 例第 4 3 号)の規定による斎場の利用許可 (遺体の火葬に係るものに限る。)に関す ること。	(委任事務) 第 2 条 次に掲げる事務を区長に委任する。た だし、第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 1 0 号に掲げる事務にあつては、当該区長が 所管する区域に係るものに限る。 (1)～(11) (略) (12) 浜松市斎場条例(昭和 4 7 年浜松市条 例第 4 3 号)の規定による斎場の利用許可 (遺体及び遺骨の火葬に係るものに限 る。)に関すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市斎場条例施行規則の一部改正)

第 2 条 浜松市斎場条例施行規則（昭和 4 7 年浜松市規則第 4 3 号）の一部を次のように
改正する。

改正前	改正後
(利用許可の申請) 第 2 条 条例第 6 条の規定により斎場の利用 の許可を受けようとする者は、次の各号に掲 げる利用の区分に応じ、当該各号に定める申 請書を市長に提出しなければならない。 (1) 遺体の火葬 火葬利用許可申請書(第 1 号様式) (2) 式場、通夜室及び霊安室の利用 式場等 利用許可申請書 (第 2 号様式)	(利用許可の申請) 第 2 条 条例第 6 条の規定により斎場の利用 の許可を受けようとする者は、次の各号に掲 げる利用の区分に応じ、当該各号に定める事 項を記載した申請書を市長に提出しなけれ ばならない。 (1) 遺体(死産児に係るものを除く。)の火 葬 次に掲げる事項 ア 申請者の住所又は所在地並びに氏名 又は名称及び代表者氏名

(3) ペット類の死がいの火葬 ペット類火葬利用許可申請書 (第3号様式)

(4) 分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の焼却 胎盤等焼却利用許可申請書(第4号様式)

イ 個人の場合にあつては、死亡者との続柄

ウ 死亡者の住所、氏名及び生年月日

エ 死亡日時

オ 死因

カ 斎場の名称

キ 利用日時

ク その他市長が必要であると認める事項

(2) 遺体(死産児に係るものに限る。)の火葬 次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び死産児との続柄

イ 母の住所及び氏名

ウ 斎場の名称

エ 利用日時

オ その他市長が必要であると認める事項

(3) 遺骨の火葬 次に掲げる事項

ア 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

イ 遺骨のあった場所

ウ 斎場の名称

エ 利用日時

オ その他市長が必要であると認める事項

(4) 式場及び霊安室の利用 次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

イ 利用しようとする室

	<u>ウ 利用日時</u> <u>エ 利用用途</u> <u>オ その他市長が必要であると認める事項</u> (5) <u>ペット類の死骸の火葬並びに分娩^{べん}に係る胎盤等及び身体の一部等の焼却 次に掲げる事項</u> <u>ア 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名</u> <u>イ 種類及び量</u> <u>ウ その他市長が必要であると認める事項</u> (利用の許可) 第3条 市長は、<u>前条第1号に規定する</u>申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、火葬利用許可書を申請者に交付する。 2 市長は、<u>前条第2号から第4号までに規定する</u>申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、その旨を申請者に通知する。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。 (1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（これに準じるものを含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で飼育している動物の<u>死がい</u>を火葬する場合 免除
	<u>ウ 利用日時</u> <u>エ 利用用途</u> <u>オ その他市長が必要であると認める事項</u> (5) <u>ペット類の死骸の火葬並びに分娩^{べん}に係る胎盤等及び身体の一部等の焼却 次に掲げる事項</u> <u>ア 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名</u> <u>イ 種類及び量</u> <u>ウ その他市長が必要であると認める事項</u> (利用の許可) 第3条 市長は、<u>前条第1号から第3号までに定める事項を記載した</u>申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、火葬利用許可書を申請者に交付する。 2 市長は、<u>前条第4号及び第5号に定める事項を記載した</u>申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、その旨を申請者に通知する。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。 (1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（これに準じるものを含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で飼育している動物の<u>死骸</u>を火葬する場合 免除

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定管理者による管理）

第6条 条例第14条第2項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	市長	指定管理者（第1号に掲げる利用の許可にあっては、市長）
第2条第2号	（第2号様式）	（第2号様式）に準じて指定管理者が定める申請書
第2条第3号	（第3号様式）	（第3号様式）に準じて指定管理者が定める申請書
第2条第4号	（第4号様式）	（第4号様式）に準じて指定管理者が定める申請書
第3条第2項	（略）	
第4条	市長	指定管理者（遺体の火葬に係る利用の許可の取消し又は変更にあっては、市長）
（略）		

2 使用料の減免を受けようとする者は、理由を付して文書により市長に申請しなければならない。

（指定管理者による管理）

第6条 条例第14条第2項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条各号 列記以外の部分	市長	指定管理者（第1号から第3号までに掲げる利用の許可にあっては、市長）
第3条第2項	（略）	
第4条	市長	指定管理者（遺体及び遺骨の火葬に係る利用の許可の取消し又は変更にあっては、市長）
（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式から第5号様式までを削る。

第3条 浜松市斎場条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用許可の申請） 第2条 条例第6条の規定により斎場の利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） （4）式場及び霊安室の利用 次に掲げる事	（利用許可の申請） 第2条 条例第6条の規定により斎場の利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） （4）式場、 <u>待合室</u> 及び霊安室の利用 次に掲

項	げる事項
ア～オ (略)	ア～オ (略)
(5) (略)	(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 第 3 条の規定 浜松市斎場条例の一部を改正する条例（令和 8 年浜松市条例第 4 1 号。以下「改正条例」という。）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日

(準備行為)

- 2 改正条例附則第 3 項の場合において、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第 1 条の規定による改正前の浜松市区長に対する事務の委任に関する規則第 2 条第 1 2 号の規定の適用については、同号中「遺体」とあるのは、「遺体及び遺骨」とする。
- 3 改正条例附則第 3 項の場合において、第 2 条の規定による改正後の浜松市斎場条例施行規則第 2 条の規定（第 3 号に係る部分に限るものとし、同規則第 6 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による申請書の提出は、施行日前においても行うことができるものとし、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第 2 条の規定による改正前の浜松市斎場条例施行規則第 6 条の規定により読み替えられた同規則第 4 条の規定の適用については、同条中「遺体」とあるのは、「遺体及び遺骨」とする。
- 4 改正条例附則第 5 項の場合において、第 3 条の規定による改正後の浜松市斎場条例施行規則第 6 条の規定により読み替えて適用される同規則第 2 条の規定（第 4 号に係る部分に限る。）による申請書の提出は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(あらまし)

この規則は、浜松市斎場条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。